

## 短時間正社員制度等推進事業業務委託 仕様書

### 1 事業目的

三重県では、労働力不足が深刻化するなか、全国と比較して女性の出産・育児による離職及び非正規化の時期が早い傾向にあるという課題を抱えています。このことは本県のジェンダーギャップ順位（経済分野）が低迷する要因の1つでもあり、本県において子育て世代の女性の就労継続対策が喫緊の課題となっています。

そのため、正社員として就労する女性が出産・育児を経ても正規雇用のまま就労を継続するために有効な「短時間勤務」の制度が利用しやすく、また勤務時間に関わらずキャリアアップしていける職場環境整備を進める必要があります。さらに、育児短時間勤務に加え、働く人の様々な事情に応じて短時間勤務を柔軟に適用できる「短時間正社員制度」の利用の可能性を広げることで、幅広い人材確保・定着につながります。

こうしたことをふまえ、本事業では、県内中小企業をはじめとした様々な主体に対して短時間正社員制度等の活用にかかる重要性和ジェンダーギャップ解消の関連性について周知啓発するとともに、モデル企業の創出と横展開を通じて正社員として就労している女性が出産・育児にかかわらずキャリアを継続でき、だれもがライフステージの変化や個別の事情に応じて柔軟に働き続けられる職場づくりを推進します。

### 2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

### 3 事業内容

以下の事業を実施するものとする。

#### (1) モデル企業の創出

短時間正社員制度等の導入・活用（育児・介護短時間勤務の拡充を含む）にかかる職場環境改善支援を希望する県内企業に対しアドバイザーを派遣し、企業の課題に応じた効果的な支援を行うことにより、モデル事例を創出する。

##### ① 対象者

県内企業であり、取組成果をモデル事例として発信することに協力できる企業。ただし、派遣企業の決定にあたっては、県と協議のうえ選定すること。

##### ② 派遣企業数・回数

2社以上の参加者を募り、各社5回程度、計10回以上の派遣を行うものとする。

##### ③ 派遣場所・方法

原則アドバイザーが派遣企業に出向くこととする。ただし、効果的に実施できる場合や、その他県が認める場合は、Web会議システム等を利用して、遠隔での実施も可とする。なお、Web会議システムの利用環境等については、受託者の責任において確保すること。

##### ④内容（以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること）

###### (ア) 課題の確認、掘り起こし

派遣企業において、短時間正社員制度等の活用推進の取組を進めるうえでの課題の掘り起こしを図る。また、すでに取り組んでいる企業においては、次のステップへ進めるよう、課題の確認・掘り起こしを図る。

###### (イ) 推進体制の構築を支援し、課題解決の方策を探る

課題解決に向けては、派遣企業内において、従業員の中から推進キーパーソンを複数名任命し、その推進キーパーソンとともに、具体的にどのような取組を導入

することによって、その企業にあった形で短時間正社員制度等の活用を進められるのかを検討する体制を構築すること。

(ウ) 具体的な取組の実施の助言とモデル事例の創出

企業が、具体的に取組を進めるにあたって、より効果的に取り組めるよう支援を行い、県内他企業の参考となるモデル事例を創出する。

(エ) 派遣計画の作成

初回派遣時に企業の課題を聞き取り、派遣計画を作成する。計画には本事業による最終目標を定め、目標達成に向けた各回の実施時期、取組内容等を記載する。

(オ) 取組の進捗状況を検証し、より効果的な取組につなげる

取組の進捗状況を管理・検証することにより、より効果的な、継続性をもった取組につなげる。

(カ) 助言内容（例）について

企業の課題をふまえながら、下記を例とした対策を複数組み合わせ、パッケージとして総合的な助言を行うことにより、企業の実情に応じた短時間正社員制度等の活用推進につなげる。

- ・制度の導入・活用にかかる意識改革、職場風土の醸成
- ・制度の整備に伴う就業規則の改正
- ・制度の活用を進めるための人事評価方法の見直し
- ・労働時間短縮のための業務の見直し
- ・業態に応じたフォロー体制の構築

(キ) その他

必要に応じて、関係団体や市町等と連携した支援（窓口の紹介など）や企業内研修の開催支援（講師派遣など）を行うことにより、短時間正社員制度の活用推進につなげる。

⑤アドバイザーの要件

派遣するアドバイザーは、以下の要件を満たす者とする。

- ・短時間勤務をはじめとした多様な働き方や働き方改革について知識があり、過去にセミナーや研修等の講師としての実績があるなど課題解決に対するアドバイスができ、社内における推進体制づくりも含めて助言できること。

(2) 成果共有会の実施等

別途開催される、ジェンダーギャップ解消に向けたフォーラム（以下、「フォーラム」という。）において成果共有会を実施するとともに、当該フォーラムの実施主体（以下、「フォーラム運営者」という。）と連携しながら短時間正社員制度等の導入・活用の重要性について効果的に周知啓発する。

① 開催日程

令和8年1月～2月（予定）（2時間半～3時間程度）

② 開催方法

会場およびリアルタイムのオンライン配信の併用開催とする。  
（会場は別紙のとおり）

③ 対象者

派遣企業のほか、県内を中心とした事業所の経営者層や人事労務担当者を含む、働いている方全般、自治体職員、学生、メディア関係者等 100 人程度

④ 内容

以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること。

- (ア) 別紙に基づき、フォーラム運営者と連携のうえ実施すること。
- (イ) 派遣企業がモデル事例の取組内容や進捗状況等について発表すること。取り組む上での課題やその解決策について参加者間で情報共有するとともに、アドバイザーが、各発表について留意点や今後に向けての助言を行うこと。
- (ウ) フォーラム運営者が作成する開催概要動画及び開催概要冊子において、派遣企業の取組や発表の内容を記録・公開する許可を得ること。

### (3) 事業の周知・啓発

上記(1)及び(2)の事業について、企業等の訪問、チラシの配布、インターネットの広報などにより周知を行うこと。その際、労働者にとって短時間正社員制度は潜在的なニーズがあること、当該制度の導入・活用が働きやすい職場づくりにつながるとともにジェンダーギャップ解消及び人材確保に資する効果について、専門的知見をふまえて企業等に啓発すること。

(1)については、受託事業者においてチラシを作成し、配布しながら周知啓発及び参加企業の募集を行うこと。印刷部数は5,000部以上とし、別途、県が指定する日までに指定した部数を雇用経済部雇用対策課へ納入すること。また、モデル企業の事例についてインターネット上で情報発信を行うこと。

(2)については、別途フォーラム運営者により作成されたチラシの原稿(データあり)を5,000部以上印刷し、配布しながら周知啓発及び広く参加者の募集を行うこと。

### (4) 管理調整業務

業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県及びフォーラム運営者との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、県の求めに応じて取組状況等の報告をする。

## 4 委託費及び支払条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。  
なお、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払いをすることが出来るものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 5 業務の進め方

### (1) 実施計画書の作成

- ① 受託事業者は、県と協議の上、実施計画書を作成するものとする。
- ② 受託事業者は、実施計画について変更が生じたときは、適宜県と協議を行い、事前の承認を得るものとする。

### (2) 事業の運営・管理にかかる総合調整

(1)で定めた実施計画に基づき、受託事業者は、事業の運営・管理にかかる総合調整を行うものとする。

### (3) 参加者アンケートの結果分析

受託事業者は3(1)の業務において参加者アンケートを実施し、結果を取りまとめ、内容を分析することとする。アンケート項目の内容等は、適宜県と協議する。

また、3（2）の業務においてフォーラム運営者が実施したアンケートにおいて成果共有会の内容を分析することとする。成果共有会にかかるアンケート項目の内容等は、適宜県及びフォーラム運営者と協議する。

#### （4）委託業務実績報告書の作成と提出期限

受託事業者は、全事業実施後、事業全体の実施記録を作成するとともに、上記（3）によるアンケート結果分析等をまとめて、下記の①、②に留意し、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

##### ① 提出期限

提出期限は、最後に実施した事業の実施日から起算して30日を経過した日または履行期限のいずれか早い日までとする。

##### ② 事業実績報告書の体裁、部数、提出方法等

体裁は次のとおりとし、電子データ（CD-R等）1部と紙（A4両面）1部を提出するものとする。

ア）事業実施結果記録

イ）事業実施風景写真

ウ）参加者アンケート結果分析

エ）その他、指示するもの

##### ③ 納入場所 三重県雇用経済部 雇用対策課 働き方改革・人材育成班

## 6 その他業務実施上の条件

### （1）障がいと理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

### （2）その他関係法令の順守

受託者は、その他関係法令を順守すること。

### （3）業務の一括再委託の禁止

受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

### （4）個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

### （5）守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### （6）成果品の所有権及び著作権

本業務により発生した成果品の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転することとする。

また、成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引き渡し完了

了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。

なお、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作権人格権を行使しないものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による

不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 【別紙】ジェンダーギャップ解消に向けたフォーラムについて

下記要件のもと県主催のフォーラム（別途委託事業において運営事業者を決定）の中で短時間正社員制度に関するモデル企業の成果共有会を実施するとともに、フォーラム全体の趣旨をふまえた周知啓発及び運営支援を行う。

○開催日程：令和8年1月～2月（予定）（2時間半～3時間程度）

○開催場所：津市内（予定）

○内 容：（プログラム案）

項目	内容
第1部 講義等 （20～30分程度）	①有識者による「ジェンダーギャップ解消に向けた取組の方向性」にかかる講義等
第2部 先進事例発表会 （30～40分程度）	②女性活躍にかかるロールモデルによる発表 ③短時間正社員制度モデル企業による成果共有会 ※モデル企業創出にかかるアドバイザーによる講評を含む
第3部 産学官による パネルトーク等 （1時間程度）	④パネルトーク 第2部の発表企業のほかに4名程度を選出予定 ⑤動画「企業の熱い思いのトップ宣言（第2弾）」 ⑥写真撮影、閉会

○本事業の提案対象となる業務：

- ・フォーラム全体を含めた事業の周知啓発、チラシの印刷・配布（原稿の作成を除く）
- ・「③短時間正社員制度モデル企業成果共有会」の実施にかかる派遣企業との調整、資料作成、アドバイザー派遣その他附属する調整業務
- ・「④パネルトーク」に派遣企業が出演する場合、派遣企業その他関係者との調整
- ・当日の全体的な運営支援

※会場使用料、チラシデザイン（原稿作成）料及び上記以外の業務にかかる費用は連携する事業において負担するため、本委託業務の委託料には含めないものとします。

○留意事項：

- ・フォーラム運営者の指揮のもと、関係者と綿密な連携を行い調整・協力すること。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

### (作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

### (保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約

の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（個人情報の適正管理）

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。